

令和5年度岡山市個別避難計画作成業務委託事業に関するご案内

■ 岡山市個別避難計画作成業務委託事業とは



岡山市からの委託を受けて、

**普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員などが
ご本人やご家族と一緒に個別避難計画の作成を行う事業**です。

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。

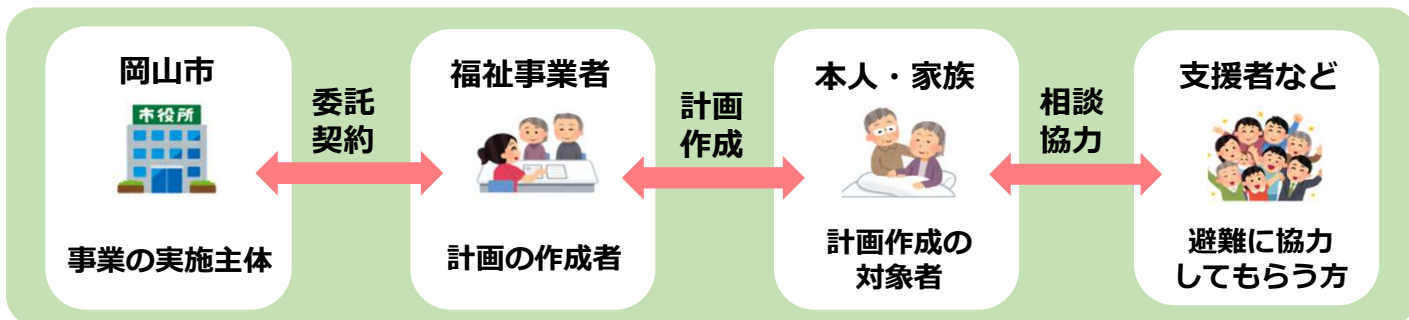
毎年のように発生する大規模災害において、高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

個別避難計画の作成にあたっては、ご本人の心身や生活の状況をよく把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得て作成することが重要であるとされており、岡山市では、こうした福祉専門職と普段からかかわりのある方の計画作成を福祉事業者へ委託して行っています。

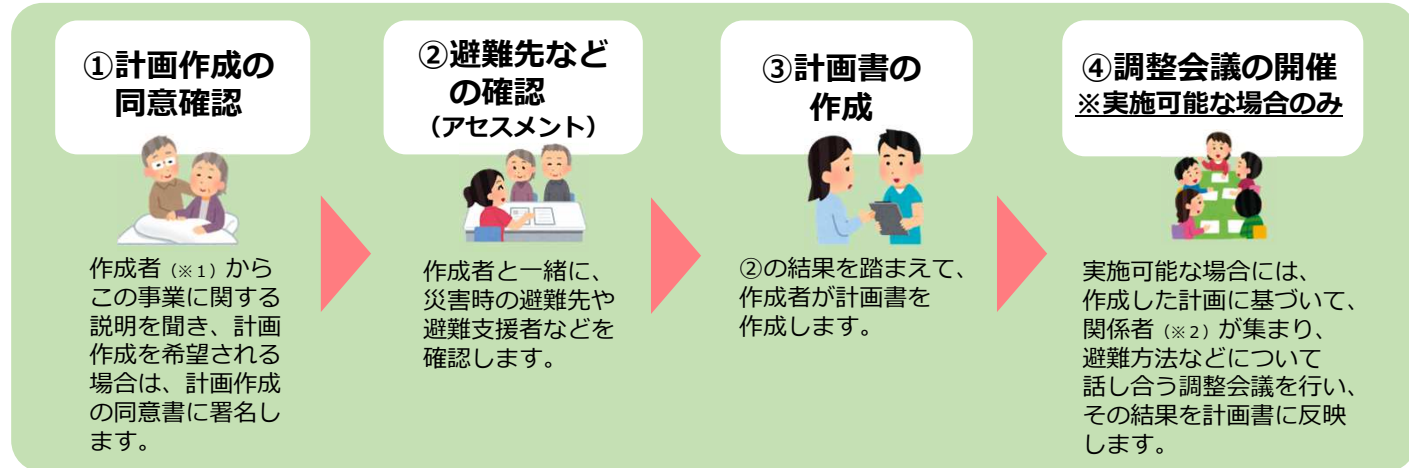
計画作成を通じて、普段から、ご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っていただくとともに、災害からご自身の命を守ることに繋がります。

ぜひ災害に備えて個別避難計画の作成へのご理解・ご協力をお願いいたします。

<事業の関係者>



<計画作成の流れ>



※1）作成者とは、岡山市から事業を委託された福祉事業者に所属するケアマネジャーや相談支援専門員のことです。

※2）関係者とは、ご本人やご家族、作成者、避難支援者などです。

※3）計画作成後は、可能な範囲で避難訓練を行っていただくと災害時のスムーズな避難につながります。

<裏面につづく>

■ 本事業による計画作成の対象者

令和5年度に本事業により個別避難計画を作成する対象者は、以下の①～⑤の要件に該当する方です。

- ①令和5年度岡山市避難行動要支援者名簿（基準日：令和4年10月1日）に掲載されていること。
- ②名簿に記載された個人情報や自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係者に対して提供することについて同意していること。
- ③介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や障害福祉サービスにおける計画相談支援、障害児相談支援等を利用し、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがあること。
- ④要支援者名簿に記載された住所地が、災害の危険性の高い地域（※）に該当していること。
※洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域のいずれかに該当していること。
- ⑤個別避難計画（自主防災組織等により作成されたものを含む）が未作成であること。

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているものです。

■名簿掲載者の要件（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人
※「カ」の要件に基づき名簿掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書を提出。

■名簿提供先（避難支援等関係者）

- ・学区・地区安全・安心ネットワーク
- ・町内会
- ・自主防災組織
- ・民生委員・児童委員
- ・岡山市消防局 など

■ 本事業に関する問い合わせ

岡山市危機管理室

〒700-8546

岡山県岡山市北区鹿田町一丁目1-1
保健福祉会館8階

TEL：086-803-1082（直通）

FAX：086-234-7066

Email：tiikibousai@city.okayama.lg.jp

避難行動要支援者に関する情報は、
岡山市危機管理室ホームページに
掲載しております。

岡山市 避難行動要支援者

検索

